

令和4年6月定例会月議会提出条例のあらまし

- 議案第36号 大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
  - ・(1) 粗大ごみの処理に係る手数料を定めます。
  - (2) この条例は、令和5年7月1日から施行します。
  
- 議案第37号 大東市附属機関条例の一部を改正する条例
  - ・(1) 市長の附属機関として、大東市立学校施設整備基本設計等事業者選定委員会を設置します。
  - (2) この条例は、公布の日から施行します。
  
- 議案第38号 大東市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
  - ・(1) 児童クラブの土曜日等の利用開始時間を午前8時30分から午前8時に変更します。
  - (2) 児童クラブにおける3月31日の休業日を廃止します。
  - (3) 一定の基準を満たす保護者について、夏季休業日の期間中においても、その児童を児童クラブに入所させることができることとします。
  - (4) 児童クラブの通常利用に係る使用料を変更し、夏季休業日の期間中における児童クラブの特例入所に係る使用料を定めます。
  - (5) 大東市立灰塚小放課後児童クラブの位置を変更します。
  - (6) その他、文言の整理をします。
  - (7) この条例は、令和5年4月1日から施行します。